

抜 刷

栃木精神医学 第22巻 (2002)
研究報告

栃木県のスクールカウンセラー業務の現況
— 精神科医の経験から —

駒 橋 徹

栃木県のスクールカウンセラー業務の現況 ——精神科医の経験から——

駒橋 徹*

抄録 不登校、暴力、いじめの問題が増加するのに歯止めをかけようと、平成7年度から全国規模でスクールカウンセラーの学校への派遣が始まった。平成7年度から平成12年度迄は、文部省から各都道府県や市町村教育委員会への委託事業として行われていたが、平成13年度からは制度化される方向で進み、年々スクールカウンセラーの派遣校数は増加している。栃木県では、栃木県教育委員会と栃木県臨床心理士会が中心となりスクールカウンセラーを派遣している。平成7年度には、県内の小学校、中学校、高校、各1校ずつ、計3校の派遣に過ぎなかったものが、年々派遣校数が増え、平成14年度にはそれぞれ、52校、54校、10校、計116校となっている。筆者は、平成10年度から、県内のある中学校でスクールカウンセラー業務に従事している。その中学校では、生徒、保護者、先生の相談等、相談業務を中心にスクールカウンセラーとしての仕事を行ったが、事例検討会への参加や、先生方や父兄への精神医学の講演も行った。筆者がその中学校に関わった4年間でまとめると、相談延べ数は年度によりばらつきを認めたが、相談対象者は全生徒数の5～6%で一定していた。不適応行動が問題となるケースは年々減少し、精神障害が問題となるケースは全生徒数の1.2～1.4%で一定していた。精神障害の中では、軽度の精神発達遅滞や精神分裂病のケースが比較的多かった。不適応行動は、軽度精神発達遅滞の生徒が周囲の生徒を巻き込んで大きな問題となることが多く、軽度精神発達遅滞の生徒を1年生の時からしっかりと指導することが、不適応行動を示す生徒を減らすことに効を奏した。学校現場では、精神疾患の見立てができる人を必要としており、臨床心理士のみならず精神科医師も協力する必要があると考える。

キーワード：スクールカウンセラー、相談内容、中学校、栃木県、精神科医師

1. はじめに

全国の小中学校において、不登校生徒が増えていること、家庭内や校内の暴力、いじめが問題となっていることは、最近さかんに報道されている。平成12年度に不登校の小中学生は134,282人に至り、中学生の38人にひとりが不登校となっている。また、公立の小中学生が学校の内外で起こした暴力行為は40,374

件で、物を壊したり他の生徒に暴行したりするケースに比して、教師への暴力が際立って増えている。いじめは約30,918件で5年連続減少してはいる。

ところで、日本では学級担任が教科指導と生徒指導に責任を負っているが、欧米、特にアメリカなどでは、教科指導と生徒指導を分業化している。つまり、教科指導は教師が行い、生徒指導はスクールカウンセラー、スクールサイコロジスト、スクールソーシャルワーカーが行っている。そのような海外の状況もあり、上記の不登校や暴力行為、いじめの問題を始めとして、児童、生徒の精神健康を図ることを目的に、スクールカウンセラー事業が平成7年度より全国規模で始まっている。

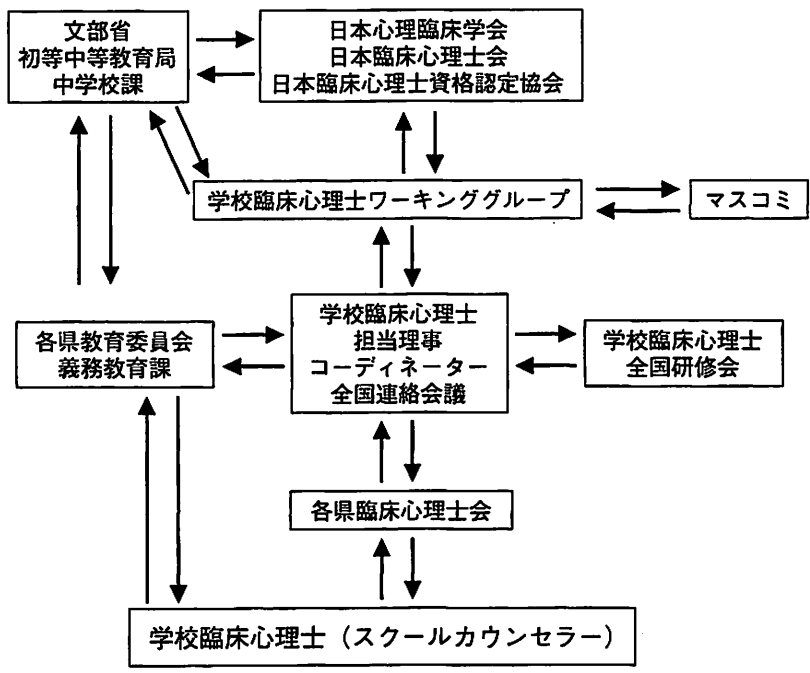
The situation of the school counselor system in Tochigi Prefecture: from the viewpoint of a psychiatrist

*特定医療法人清和会 鹿沼病院

[〒322-0002 栃木県鹿沼市千渡1585-2]

Toru KOMAHASHI: Kanuma Hospital

図1 スクールカウンセラーのネットワークシステム



正式名称を「文部省スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」と言い、学校臨床心理士ワーキンググループが仲介役となり、文部省、各県の教育委員会、各県の臨床心理士会が中心となって行っている事業である（図1参照）。

2. 文部省スクールカウンセラー事業の概要

(1) 全国的な視点

平成7年度から平成12年度迄は文部省初等中等教育局中学校課から都道府県あるいは市町村の教育委員会への委託事業として行われ

ていた（図1）。平成7年度、予算規模3億7百万円、スクールカウンセラーの配置校数154校で始まり、年々規模が大きくなって、平成12年度には予算規模35億5千万円、配置校数2250校になっている（表1）。学校の種別にみると、毎年、小学校、中学校、高等学校それぞれでスクールカウンセラーの配置校数が増えているが、中学校により多く配置されている（表2）。平成13年度からは委託事業から制度化される方向で進んでおり、予算規模、配置校数はさらに大きくなっている。

平成12年8月に文部省担当係官から、

- ① 平成13年度から5カ年計画でスクールカウンセラーを制度化する。
- ② まず全公立中学校に配置する。約1万

表1 事業規模と年度経過

	予算規模	配置校数
平成7年度	3億7百万円	154校
平成8年度	11億円	553校
平成9年度	21億7千万円	1065校
平成10年度	32億7千万円	1661校
平成11年度	33億8千万円	2015校
平成12年度	35億5千万円	2250校

表2 スクールカウンセラー派遣校数の推移

年 度	小学校	中学校	高等学校	計
平成7年度	29	93	32	154
平成8年度	97	337	119	553
平成9年度	186	654	225	1065
平成10年度	373	995	293	1661
平成11年度	602	1096	317	2015
平成12年度	746	1124	350	2250

校である。

- ③ 勤務形態は週2日、非常勤であること。
- ④ 単独校方式にする。
- ⑤ スクールカウンセラーには臨床心理士等「心の専門家」を採用する。
- ⑥ 経費の2分の1を国庫補助する。
- ⑦ 平成13年度は、3,750校、国庫補助額40億600万円とする。
- ⑧ 将来はスクールカウンセラーの業務は学校教育法施行規則で定められる。

と、内示されていた。しかしながら、その後の新聞記事（平成13年8月17日発表）では、『平成13年7月31日現在、スクールカウンセラーの配置された公立中学校は4,513校になった。スクールカウンセラーの、全公立中学校への配置を2年間前倒し平成15年度中に完了する』と報道されている。

ところで、スクールカウンセラーの資格要件は、

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会に係る臨床心理士
- ② 精神科医
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授、講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者

とされているが、それだけでは数に不足が出るため、以下のような、スクールカウンセラーに準ずる者の資格要件も定められている。スクールカウンセラーに準ずる者の資格要件は、

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は、児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ② 大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

である。

ここで、スクールカウンセラーの中心的役

割をはたす、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に係る臨床心理士について説明する。臨床心理士資格認定協会は、1988年に設立され1990年に文部省より財団法人として認可された。この協会がいわゆる臨床心理士の資格認定を行っている。認定資格を得るには、心理学専攻の修士課程を修了後、1年間以上の心理臨床経験を経た後、認定協会が年1回実施する試験に合格しなければならない。また、資格取得後も研修を続け、5年ごとに研修評価を受けて資格を更新しなければならない、とされている。

ところで、臨床心理士と紛らわしい名前の人たちも学校に入り込んで来ている。その人たちは、学校臨床心理士やこころの教室相談員である。

学校臨床心理士は、日本教育心理学会が1997年より認定をはじめた学会認定の資格である。教育職員免許の専修免許状を持ち、大学院修士課程で学校心理学に関する所定の科目を履修し、1年以上の学校心理学に関する実務経験を有することとなっている。さらに、教職経験者、上記と同等の能力見識をもつ者、外国の大学院での学校心理学の専門教育を受けた、スクールカウンセラー、スクールサイコロジストの資格を取得した者も学校臨床心理士認定の対象となる。

また、こころの教室相談員は、元教員などが当たり、生徒や保護者の相談に応じているもので、気軽に話をする中で、悩みやストレスを早期に解消することが目的とされている。このこころの教室相談員には特別な資格要件はない。

(2) 栃木県でのスクールカウンセラー配置状況（表3）

栃木県では、県教育委員会と栃木県臨床心理士会が中心となってスクールカウンセラー制度の運用に当たっている。そして、年々スクールカウンセラーの配置校は増加している。しかしながら、栃木県臨床心理士会員の正会員は、平成14年5月24日現在で62名に過ぎず、多くの中学校へ臨床心理士を派遣するには絶対数が不足している。そのため、スク

表3 栃木県のスクールカウンセラー派遣校数

	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
小学校	1	3	4	6	16	45	25	52
中学校	1	5	12	18	18	17	35	54
高校	1	2	4	6	6	4	16	10
合計	3	10	20	30	40	66	76	116
単独校方式	3	10	20	30	25	13	22	33
拠点校方式	0	0	0	0	15	53	54	83

ールカウンセラー配置校数を増やしていく途中から、単独校方式に拠点校方式を加えることで対応し、平成14年度からは、スクールカウンセラーに準ずる者の配置を増やしている。拠点校方式とは、ある中学校を中心として、そこへ進学してくる小学校へもスクールカウンセラーとして赴くものである。

3. 筆者のスクールカウンセラーとしての経験

(1) 赴任した中学校の規模や状況

筆者は、A中学校において、平成10年度から4年間にわたりスクールカウンセラーを勤めていた。(平成14年5月現在も同校に赴き5年目に入っている)。

その4年間、一緒に仕事をしたスクールカウンセラー、校長先生、スクールカウンセラーの担当となるコーディネーターの先生は表4のように変わった。

表4 A中学校のスクールカウンセラー関係者

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
(スクールカウンセラー)			
駒橋 徹	駒橋 徹	駒橋 徹	駒橋 徹
N	N	M	M
T	T	K	S
(校長)			
S先生	K先生	K先生	K先生
(コーディネーター)			
K1先生	K2先生	K2先生	W先生

平成10年度と11年度は単独校方式で行い、平成12年度と13年度は拠点校方式で行った。つまり、平成10年度と11年度は、毎週8時間、いずれかのスクールカウンセラーが中学校を訪問していたが、平成12年度と13年度は、中

学校へのスクールカウンセラーの訪問時間は毎週4時間とそれまでの半分になり、残りの4時間で小学校を訪問することとなった。

A中学校の年度別生徒数は表5のようであり、毎年八百数十名が入学してくる、比較的大きな中学校である。また、年度別の不登校の生徒は表6のように変化していた。

表5 A中学校の生徒数

	1年生	2年生	3年生	合計
平成10年度	313	272	225	810
平成11年度	289	310	269	868
平成12年度	259	292	316	867
平成13年度	257	257	290	804

表6 A中学校の不登校生徒数

	1年生	2年生	3年生	合計
平成10年度	9	7	12	28
平成11年度	7	17	11	35
平成12年度	10	17	14	41
平成13年度	1	6	13	20

平成10年度の初めての着任時にスクールカウンセラーの直接の窓口になるコーディネーターの先生から伺ったことは、「昔は、男の先生にくっついてかかる暴力生徒はいても女の先生は大丈夫だった。今は、女の先生にも本気がかかってくる生徒がいて怖い。校長先生は逃げろと言うが、一度そうすると収拾がつかなくなる。」「不登校の生徒が出ると、どうしても担任の責任になりがちである。」というものであった。雨が降っていないにも関わらず、校内の廊下を傘をさして歩く生徒や、教室の壁を蹴飛ばしながら廊下を歩く生徒がいて、騒々しかった記憶がある。一方、養護の先生からは、「保健室利用者が多い。一日30名ほどである。」「授業が嫌なとき、抜け出して行け

るところは図書室と保健室のみである。そして、図書室の利用は許可が必要で、保健室の利用は許可が必要ないので保健室に集まってしまう。」「養護教諭が家族に電話するときには、いちいち校長先生の許可を得なければならないので大変である。」等の話を伺った。

(2) スクールカウンセラーとして行ったこと

さて、スクールカウンセラーとして、私は、以下のようなことを行った。

- ① 生徒へのカウンセリング
- ② 保護者との相談 (不登校、精神疾患等)
- ③ 先生との相談 (生徒の問題行動への対処方法、先生自身の問題、先生の家族の問題等)
- ④ 事例検討会
- ⑤ 先生方への講義 (現職者教育)
- ⑥ 父兄への講演

この中では、生徒へのカウンセリングが最も多かったが、保護者や先生の相談も少なからず認められた (表7)。

表7 相談対象者

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
生徒本人	53 (41.4)	115 (69.7)	69 (57.0)	55 (54.5)
親	34 (26.6)	21 (12.7)	23 (19.0)	18 (17.8)
教師	41 (32.0)	29 (17.6)	29 (24.0)	28 (27.7)
合計	128	165	121	101

() 内は相談対象者に対する%

栃木県臨床心理士会が行った、栃木県の中学校の先生方を対象としたアンケートでは、スクールカウンセラーに扱ってもらいたい問題として、

- ① 不登校94%
- ② いじめ52%
- ③ 家庭環境に問題がある生徒48%
- ④ 表面上は問題がないが気になる生徒45%
- ⑤ 問題がある保護者30%

が、挙げられ、また、スクールカウンセラーに期待する役割としては、

- ① 学級担任等へ、生徒や保護者の指導・援助についてのアドバイスをする。91%
- ② 校内でのさまざまな教師の悩みの相談に乗る。70%

- ③ 学級担任等が指導・援助に困難を感じる生徒や保護者への直接的な指導・援助を行う。48%

- ④ 外部の相談機関等への連携をとる。33%

- ⑤ 学校内の教育相談の研修を企画実施する。15%
- が挙げられていた。この調査を考えると、概ね先生方の希望に沿ったことが実践できたと思う。

一方、筆者個人としては、相談業務よりも、生徒、先生、父兄への講演等に興味を抱いていた。講演をさせて頂くことで、一般の方々へ精神障害への理解を働きかけ、精神障害者への偏見を少しでも取り除きたいと考えていたからである。スクールカウンセラーをしているA中学校のみならず、いくつかの中学校から精神疾患に関する講演の依頼を頂き、父兄を対象に精神疾患に関する講演をさせて頂いた。

(3) 相談内容

4年間の相談内容をまとめると表8のようになった。平成10年度、平成11年度は毎週8時間、平成12年度、平成13年度は毎週4時間がスクールカウンセラーに与えられた時間であった。相談延べ件数は変動が大きいですが、相談対象者実数は生徒数の5～6%と比較的一定していた。この相談実数は、例えばBという生徒が自ら相談しても、Bの担任教師が相談に訪れても、Bの両親が相談に訪れても1例として計算した。不適応行動が問題となり相談に至るケースは年々減少した。それに対して、精神障害が問題となり相談になるケースは全生徒数の1.2～1.4%で一定していた。不適応行動と精神障害のケースの内容をまとめてみると、それぞれ表9、表10のようになった。精神障害のケースでは、毎年度精神発達遅滞 (MR) が多いこと、(これは、知能検査を実際に行った者と知能検査は行わず、短絡思考や短絡行動、話し方などから診断している者を含む)、精神分裂病 (S) が数名は認められることが目立った。

不適応行動が問題となるケースが年々減少したことについては、以下のことが考えられた。不適応行動は、軽度の精神発達遅滞の生

表8 相談延べ件数と実数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
相談延べ件数	128	165	121	101
生徒数	810	868	867	804
相談対象者実数	43 (5.3)	55 (6.3)	43 (5.0)	45 (5.6)
不登校相談者実数	20 (2.5)	15 (1.7)	10 (1.2)	11 (1.4)
対人関係相談者実数	10 (1.2)	24 (2.8)	10 (1.2)	17 (2.1)
適応行動相談者実数	11 (1.4)	10 (1.2)	2 (0.2)	1 (0.1)
精神障害相談者実数	10 (1.2)	12 (1.4)	10 (1.2)	11 (1.4)

() 内は生徒数に対する割合

表9 不適応行動の内容

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
先生の胸ぐらをつかむ	喫煙、飲酒、暴力	多動、興奮、乱暴	家を出た後、学校へ来ないで ふらふらする
暴走族との付き合い、祖母を 殴る	喫煙	援助交際	
盗癖	窃盗		
喫煙	ワンショットダイアル		
無断外泊	無断外泊		
家出、自殺をほのめかす	死にたいと学校で大騒ぎする		
援助交際	自殺予告		
遅刻、保健室利用が頻回	友人の首をしめる		
体育館へ行くと腹痛を起こす	ヒステリー発作（てんかんの 子供）		
病院からの登校時に行方不明 となる	入浴中に浴槽内で大便をする		
先生の目を引こうといたずら をする			

表10 精神障害の内容

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
MR：5	MR：5	MR：4	MR：2
自閉症：1	S：3	S：2	S：1
性格の歪み：1	摂食障害：1	ADHD：2	ADHD：1
強迫傾向：1	パニック障害：1	自閉症：1	自閉症：1
場面緘黙：1	Epi：1	摂食障害：1	摂食障害：1
Epi：1	視線恐怖：1		チック：1
			性格の歪み：1
			場面緘黙：1
			抜毛：1
			発熱：1

MR：精神発達遅滞、S：精神分裂病、Epi：てんかん、ADHD：注意欠陥多動性障害

徒を中心として、周囲の生徒たちが巻き込まれていることが多かった。その軽度精神発達遅滞の生徒を先生方がそれと認識し、1年生の時から枠に収める努力をしていくことで、周りの生徒が巻き込まれ、問題が大きくなるのを防ぐことができた。3年生になるまで放任され、問題が大きくなってからでは、問題生徒の身体も大きくなり、枠にはめることができなくなっていた。

ここで、不適応行動が問題となりながら、学校内での問題行動が、学校外への問題行動となったために、うまく対処できなかったケースを提示する。

中学1年5月頃から些細なことでスクールカウンセラーの元を訪れ、何度も相談をしていたが、にこにことした表情のことが多く深刻味に欠けていた女子生徒の例である。中学1年の2学期、11月に入って「死にたい。」「Oさんと一緒に死ぬ約束をした。」と騒ぐことが多くなった。12月には「これからビルから飛び降りて死ぬ。」と本人から学校へ電話が入り、先生方が駆けつけることがあった。その後、私と面接をした時に「自傷他害の恐れのある人は精神病院へ強制入院となる。」と宣告すると「もう言わない。本当に死ぬ気ではないから。」と述べた。その面接後すぐ職員室を訪れ、「もう死ぬなんて言いません。」と嬉しそうに報告して帰宅した。年が明けた中学1年の3学期、1月には酒を飲んで登校した。先生方に注意されて喜んでいる風であった。中学2年6月になると「テレフォンクラブで知り合った男性とラブホテルに入り、何かをかがされて意識を失い性交をされた。2万円もらった。お金はもう使った。」「本当は友達の方がラブホテルに入るはずだったのに。」とこれも嬉しそうに話した。中学2年の3学期頃から不登校となった。中学3年の夏のある日学校へ突然電話が入った。「ホテルから出たら、どこかで車から降ろされた。どこにいるかわからない。どうしよう?」と。先生が「近くに住所が書いてあるものはないか?」と尋ねたところ電柱にCと書いてあることが判明。先生と携帯電話でやりとりしながら自宅方面へ向かい警察に無事保護された。その後

も不登校が続いている。時に学校へ来るときは、毛皮のコートを着たり、大人びた服装をしているという。両親の放任もあり、どのようにサポートできるか先生方は途方に暮れている。

(4) 学校の先生方の印象

最後に、筆者が感じた、筆者が訪れていた学校の先生方の印象を述べる。あくまでも筆者が訪れていた学校の先生方の印象で、普遍化できるとは考えていない。

- 精神疾患への理解が乏しい。
- 「知らない」「解らない」と言えない方が多い。
- 支持的でなく、指示的である。
- とても忙しい。
- 不登校の生徒宅への家庭訪問が多い。

以上のような。筆者が訪れていた4年間に、現職者教育の時間に精神疾患の話をさせて頂き、先生方の精神疾患への理解は少し進んだと考えられた。不登校の生徒は少しずつ減っており、生徒宅への家庭訪問は減ってきた。しかし、不登校の生徒数が減っている一方で、全く学校へ来られない不登校生徒の割合は増えた。先生方が忙しそうになさっているのは同様であった。

4. まとめ

- 相談対象者の中で、精神障害のケースは全生徒数の1.2~1.4%で一定していた。精神障害のケースの中では、精神発達遅滞や精神分裂病のケースが比較的多かった。
- 不適応行動が問題となるケースは年々減少した。軽度精神発達遅滞の生徒を1年生時からしっかりと指導したことが効をなしたと考えた。
- 学校は、精神科医やある程度病気の見立てができる臨床心理士を必要としている。
- 精神科医が学校医として学校に関わる方法もあるが、スクールカウンセラー制度が動き始めているので、それに参加していくのも一法であろう。

文 献

- 1) 下司昌一：栃木県臨床心理士会—これまでの歩みと活動状況。臨床心理士報, No 11 Vol. 1, p.32-33, 1999
- 2) 河合隼雄：日本文化とスクールカウンセラー制度。臨床心理士報, No 11 Vol. 1, p.18-31, 1999
- 3) 文部科学省編集：中等教育資料—平成11・平成12年度及び12年度スクールカウンセラー活用調査研究委託研究集録, 文部科学省, 東京, 2001
- 4) 村山正治編著：「現代のエスプリ」別冊臨床心理士によるスクールカウンセラー実際と展望, 至文堂, 東京, 2000年
- 5) 村山正治：スクールカウンセラー制度化元年動き出す。日本臨床心理士会報, 第30号, p.4-7, 2001
- 6) 村山正治：平成14年度の学校臨床心理士ワーキンググループの活動。日本臨床心理士会報, 第32号, p.13-14, 2002
- 7) 村山正治：文部省スクールカウンセラー事業の現状。retrieved from <http://www.netty.ne.jp/csl/CSLJNL37SCGK2.html>
- 8) 大塚義孝編：こころの科学増刊スクールカウンセラーの実際。日本評論社, 東京, 1996
- 9) 山崎晃資, 河合隼雄, 町沢静夫ほか：特集スクールカウンセリング。精神療法, 24: 101-148, 1998